

議案第十六号

三朝町財政調整積立基金条例の制定について

次のとおり三朝町財政調整積立基金条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾五年三月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町 財政調整積立基金条例

(昭和) 年 月 日
条例 第 号

(設置の目的)

第一条 災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたとき、
の財源を積み立てるため、財政調整基金(以下「基金」とい
る。)を設置する。

(積立て)

第二条 毎年度基金として積み立てる額は、~~百円~~とする。
六月

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ
有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証
券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計
上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 町長は、財政上必要があるとき、確実な繰戻し
の方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰
り替えて運用することができる。

(委任)

第六条 この条例の定めるものを除くほか基金の管理に關し必要な
事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、~~昭和~~ 年 月 日から施行する。

(三朝町財政調整積立金に関する条例の廃止)

2 三朝町財政調整積立金に関する条例(昭和四十年三朝町条例
第七号)は、廃止する。

次三朝町条例という。

人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(普通財産の無償貸付又は減額貸付)

第四条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

- 一 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- 二 地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸し付けを受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。

(物品の交換)

第五条 物品に係る経費の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、物品を可以外の者が所有する同一種類の財産と交換することができる。

2 第二条第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(物品の譲与又は減額譲渡)

第六条 物品は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- 一 公益上の必要に基づき、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。
- 二 公用又は公共用に供するため、寄付を受けた物品又は工作物のうち、その用途を廃止した場合には当該物品又は工作物の解

第六編 財務 (財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例)

(鳥中文)

体若しくは撤去により物品となるものを寄付者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡することを、寄付の条件として定めたるものをその条件に従い譲渡するとき。

(物品の無償貸付又は減額貸付)

第七条 物品は、公益上必要があるときは、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

附則

この条例は、昭和 年 月 日から施行する。

(積立金の経過措置)

- 3 この条例の施行前に旧条例により町財政調整積立金として積み立てた積立金は、この条例の定めるところによりなしたものとみなす。
- 4 この条例の施行前に旧条例により町基本財産として貯蓄した基本財産は、この基金に繰り入れるものとする。